

家庭用生ごみ処理機器の購入設置費用を補助します

村では、村内の各家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理機器を購入設置する費用を補助します。

対象▼村内に住所を有し、過去3年度内に同事業の補助を受けていない世帯の世帯主

補助金額▼購入価格の2分の1 ※▽電動生ごみ処理機器は1世帯につき1台(上限3万円)まで、コンポスト容器(電動以外の生ごみ処理機器)は同一年度内に1世帯につき2台(上限4,000円/台)までとなります。▽中古品は対象外です。

申請期限▼購入または納品した日(領収日等)から30日以内

その他▼予算額に達した時点で終了します。

【申し込み・問い合わせ】

申請書に必要な事項を記入の上、必要な書類を添えて、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、環境政策課生活環境保全担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1451)へ申し込みください。※申請書類の様式や手続きの詳細については、村公式ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちら

生ごみを出すときは「水切り」を忘れずに！

～ごみの減量にご協力ください～

家庭から排出される生ごみは、可燃ごみの多数を占めています。

生ごみは約80～90パーセントが水分です。生ごみを水にぬらさないようにしたり、捨てる前に水切りをしたりするだけで、ごみの減量につながります。

また、水切りをすると嫌な臭いを軽減できるため、ごみ集積所でのカラスや猫からの被害を減らすことができます。

さらに、水切りによって可燃ごみが減ると、ごみ焼却時のエネルギーの使用を抑えることができるため、温室効果ガスの削減にも効果があります。



住宅用環境配慮型設備(A 太陽光発電システム・B 雨水貯留タンク)の設置費用を補助します

対象条件等▼

	A 太陽光発電システム	B 雨水貯留タンク
対象条件	▽太陽電池の設備出力値が10キロワット未満▽日本産業規格(JIS)等で認められている▽未使用品である(中古品を除く)▽電力会社と受給契約を結び、余剰電力の買取契約を結んでいる(全量買取を除く)——を満たす太陽光発電システム	▽貯留タンクの容量が100リットル以上▽一般に販売されている製品である(自作したものを除く)▽未使用品である(中古品を除く)——を満たす雨水貯留タンク
補助金額	3万円/キロワット(上限12万円)	設置費用の2分の1(上限3万円)
申請期限	売電開始日から6か月以内	設置または購入した日(領収日等)から6か月以内

対象▼村内の戸建て住宅(店舗等の併用住宅を含む)にAまたはBを設置した方、または村内に所在するAまたはB付きの戸建て住宅を購入した方のうち、申請時に当該補助の対象となる住所を有している(設置場所と住民票が一致している)方 ※村税の滞納がない方に限ります。

その他▼▽予算額に達した時点で終了します。

▽AとBの補助金の併用が可能です。

【申し込み・問い合わせ】

申請書に必要な事項を記入の上、必要な書類を添えて、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、環境政策課生活環境保全担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1451)へ申し込みください。※申請書類の様式や手続きの詳細については、村公式ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちら